静岡県企業局管理規程第１号

静岡県企業局会計規程の一部を改正する規程をここに制定する。

平成30年３月16日

静岡県公営企業管理者

企業局長　黒田　晶信

静岡県企業局会計規程の一部を改正する規程

静岡県企業局会計規程（昭和42年事業部管理規程第９号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（現金領収） **第31条**　（略） ２　前項の規定により領収した現金は、領収した日又はその翌日に現金払込調書（様式第27号）を作成し、現金払込書（様式第28号）により、出納取扱金融機関に払い込まなければならない。ただし、領収した日又はその翌日が出納取扱金融機関等の休業日に当るとき、その他やむを得ない理由があるときは払込み期日を繰り延べることができる。	（現金領収） **第31条**　（略） ２　前項の規定により領収した現金は、領収した日又はその翌日に現金払込調書（様式第27号）を作成し、現金払込書（様式第28号）により、出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関に払い込まなければならない。ただし、領収した日又はその翌日が出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関の休業日に当たるとき、その他やむを得ない理由があるときは払込み期日を繰り延べることができる。

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第１⑶事業収入返還金の項の次に次のように加える。

補助金返還金	―	全額	―	―	―

別表第１⑷を次のように改める。

区分	第６条の規定による専決				
	企業局次長専決	課長専決	所長専決	所の次長専決	所の総務課長専決
たな卸資産の購入	3,000万円以上	3,000万円未満	600万円以上3,000万円未満	200万円以上600万円未満	200万円未満

備考　課長とは、当該たな卸資産の購入を担当する課の長をいう。

別表第１⑸事業収入返還金の項の次に次のように加える。

補助金返還金	全額	―	―

別表第３事業収入返還金の項の次に次のように加える。

81　補助金返還金		補助金の返還金

様式第86号中

「　　様」を

「

申請者　住　所（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地）

氏　名（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）様

」

に改める。

附　則

この管理規程は、公布の日から施行する。